

土木工事請負契約における 設計変更ガイドライン

平成 29 年 7 月

湖 西 市

目 次

1 策定の背景	1
2 用語の定義	3
3 設計変更が適切に実施されるためには	4
4 設計変更の手続き(全般)	5
5 設計変更の手続き(約款第18条関係)	6
6 設計変更が不可能なケース	7
7 設計変更が可能なケース	8
8 設計変更に関わる資料の作成	14
9 指定・任意の正しい運用	16
10 条件明示について	18
11 設計図書の照査について	21
12 その他	23

1 策定の背景

(1) 土木請負工事の特徴

土木工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物が、多種多様な自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



当初積算時に予見できない事態、例えば土質・地下水位等の変化に備え、その**前提条件を明示すること**により、**設計変更の円滑化を図る必要がある。**

(2) 発注者・受注者の留意事項

発注者は

設計積算に当たって、静岡県通知「建設工事における施工条件明示について」の一部改正について(通知)(平成29年3月28日付け建技第431号)に記載されている工事内容に関する項目については、「**10 条件明示について**」を参考に条件明示するよう努めること。



受注者は

工事の着手に当たって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、**発注者と「協議」し進めることが重要である。**

(3) 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「**請負契約の当事者の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結**」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。また、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合については、**現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものに限り**、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金額又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにもかかわらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

(4) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るために、発注者と受注者がともに、**設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等について、十分理解しておく必要がある**。



土木工事請負契約における設計変更ガイドラインの策定

2 用語の定義

用語の定義

本ガイドラインで使用する用語は、以下のとおりである。

(1) 設計図書

設計図書とは、仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。なお、契約書及び設計図書が「契約図書」である。(湖西市建設工事請負契約約款(以下、「約款」という。)第1条、土木工事共通仕様書)

(2) 設計変更

設計変更とは、約款に基づき、現設計(設計図書)を変更又は訂正することで、契約変更の手続きの前に当該変更の内容を、あらかじめ受注者に指示することを含む。

(3) 書面

書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。(土木工事共通仕様書)

(4) 通知

通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、監督員が受注者に対し、又は受注者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。(土木工事共通仕様書)

(5) 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。(土木工事共通仕様書)

(6) 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。(土木工事共通仕様書)

なお、土木工事共通仕様書1-1-6により口頭による指示が行われた場合は、後日書面により監督員と受注者が指示内容等を確認することと規定されている。

(7) 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論をえることをいう。(土木工事共通仕様書)

3 設計変更が適切に実施されるためには

発注者

工事発注段階では、条件明示を徹底する。
施工段階では、指示・協議は書面にて約款第18条第3項により、調査終了後14日以内に回答する。

受注者

工事着手に当たって設計図書を照査し、疑義が生じた場合は、速やかに約款第18条第1項により監督員に確認を請求し、書面にて回答を得てから施工を行う。施工途中も同様。

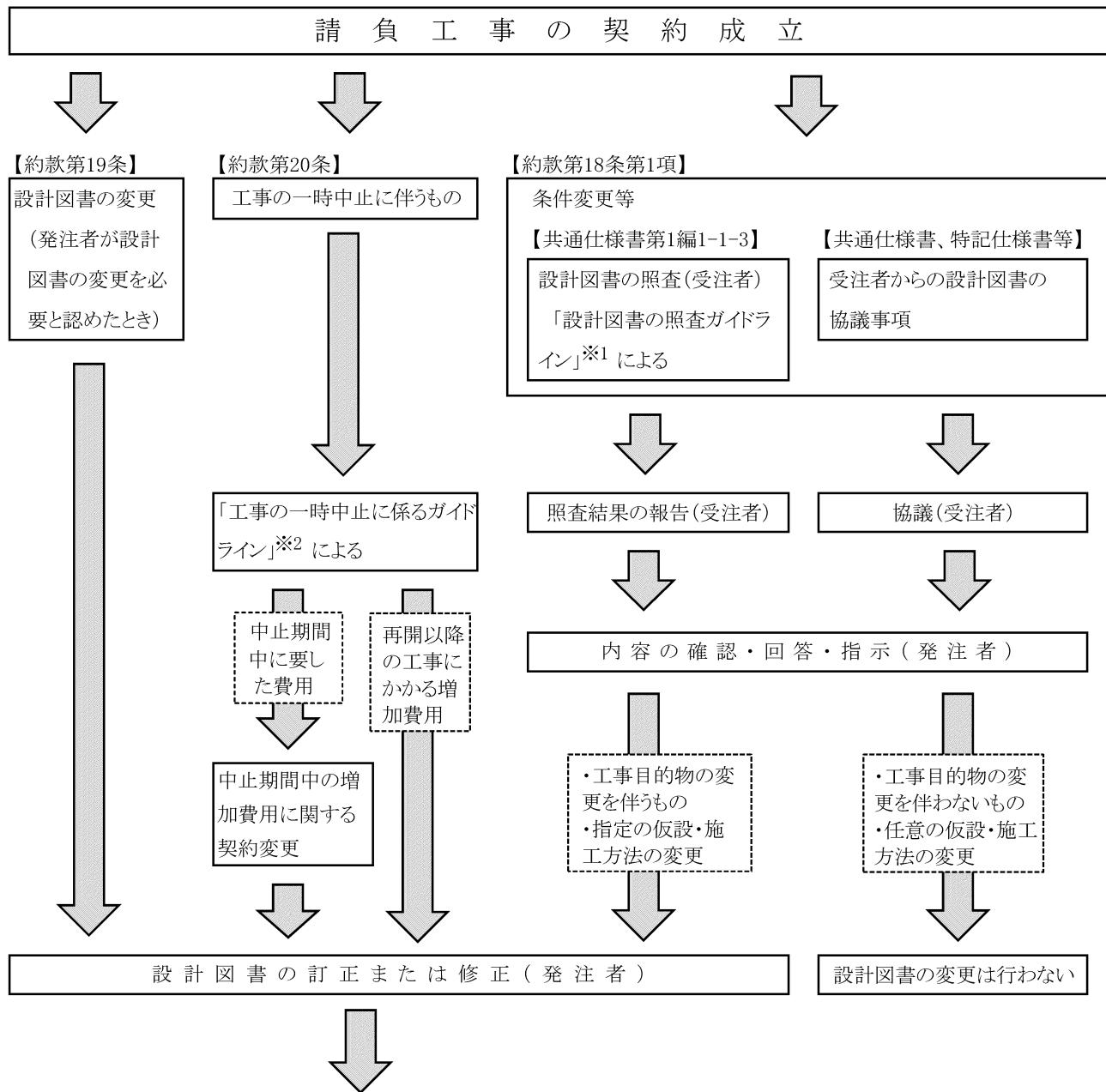


- ・設計時における現地調査の実施
- ・「条件明示」の活用
- ・協議事項に対する速やかな対応
- ・「工事の一時中止」の適正な活用
- ・適正な工期の確保
- ・設計変更指示書の発行

- ・設計図書の照査ガイドライン※の活用
- ・工程を考慮した早期の確認の要求
- ・書面による協議の実施

※:「平成24年1月 静岡県交通基盤部」を準用

4 設計変更の手続き(全般)

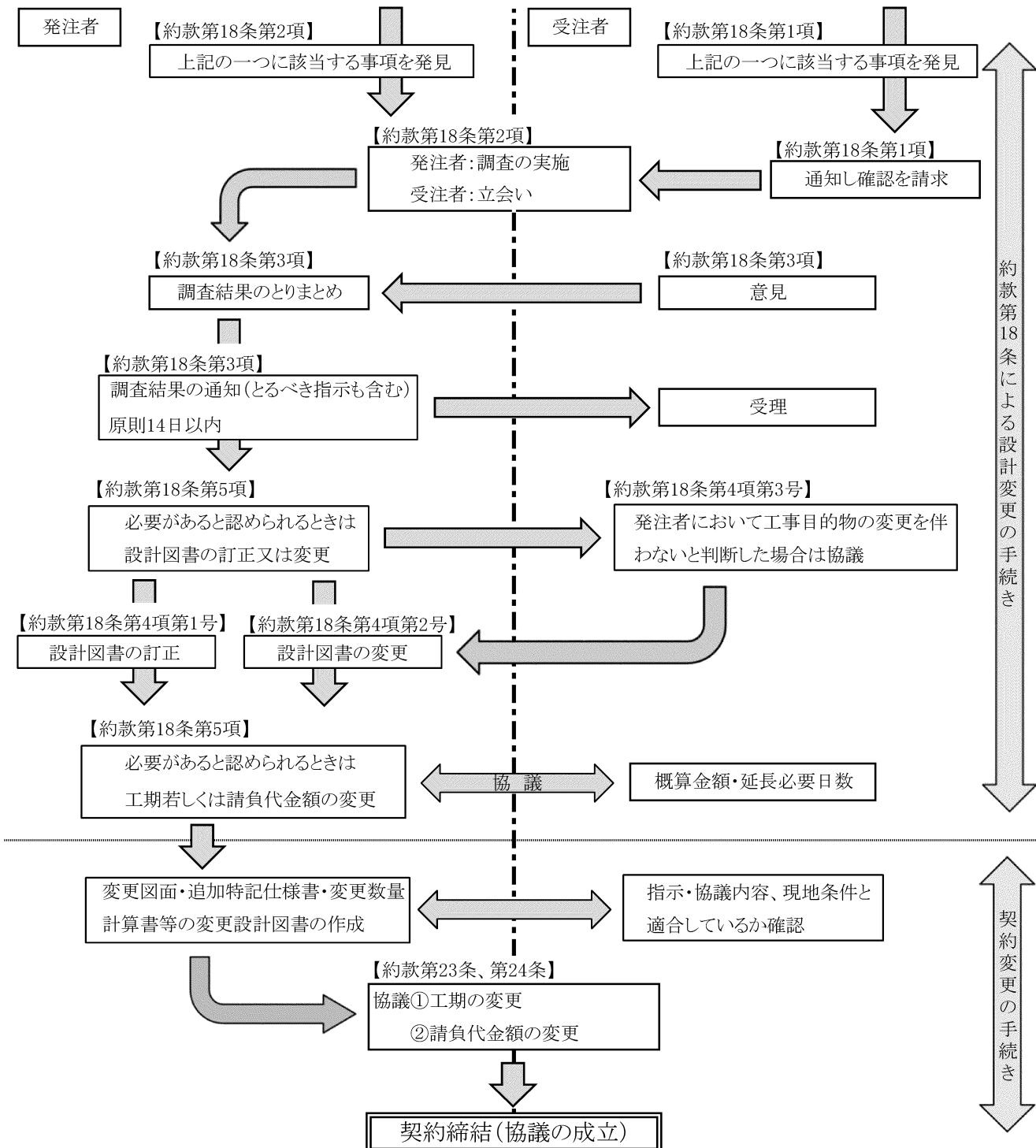


※1:「平成24年1月 静岡県交通基盤部」を準用
※2:「平成28年7月 静岡県」を準用

5 設計変更の手続き(約款第18条関係)

【約款第18条第1項】

- ①仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- ②設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- ③設計図書の表示が明確でないこと。
- ④工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- ⑤設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



6 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

下記の場合は、原則として**設計変更ができない**。(ただし、約款第26条(臨機の措置)での対応の場合はこの限りではない。)

① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工した場合**

対応例) 受注者は約款第18条第1項に該当する事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に提出し、確認を求める。

② 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答のない時点で施工を実施した場合**

対応例) 協議の回答は、契約書により発注者が約款第18条第3項により調査の終了後14日以内にすることとなっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっては、各種検討・関係機関調整が必要など、やむを得ず受注者の意見を聴いた上で回答までの期間を延長する場合もある。そのため、受注者はその事実が判明次第、できるだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

③ 「承諾」で施工した場合

対応例) 承諾とは、受注者が、自らの都合による施工方法等について、監督員に同意を得るものである。設計図書と現場の不一致や条件明示のない事項等による施工を認めることは避けるべきである。

④ 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書に定められている**所定の手続きを経ていない場合(約款第18条～第24条、共通仕様書1-1-13～1-1-15)**

対応例) 発注者及び受注者は、協議指示・一時中止・工期延期・請負代金の変更など、所定の手続きを行う。

⑤ 正式な(指示・協議)**書面によらない事項(口頭のみの指示・協議等)**

対応例) 発注者は、速やかに書面による指示・協議等を行う。受注者は、書面による指示・協議等の回答を得るまで施工しない。

7 設計変更が可能なケース

【基本事項】

下記のような場合は、**設計変更が可能である。**

- 1 条件明示の有無にかかわらず、**当初発注時点で予期し得なかった土質条件や湧水等が現地で確認された場合。**（ただし、所定の手続きが必要。）
- 2 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手ができない場合。**
- 3 **所定の手続き（「協議」等）を行い、発注者の「指示」によるもの。**（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合がある。）
- 4 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合。
- 5 受注者の責によらない工期の延長、短縮を行う場合で、協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

設計変更に当たっては、下記の事項に留意し受注者へ指示する。

- 1 当初設計の考え方や設計条件を再確認した上で設計変更「協議」に当たる。
- 2 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は約款第19条に基づき書面で行う。
- 3 設計変更に伴う契約変更の手続きは、湖西市設計変更事務処理要領により行う。
- 4 指示書へ概算金額、延長日数の記載を行う。（延長日数は必要に応じて記載。）
 - ① 受注者からの協議による変更の場合、受注者は、協議書を提出する。積算基準に定めのない工種の場合は、必要に応じ見積書を添付する。発注者は、協議書の内容で施工を指示する場合は、設計変更指示書を発出するものとする。
 - ② 受注者からの協議によらず発注者の指示による場合、発注者は、指示書に業務内容、延長日数及び概算金額を設計変更指示書に記載する。緊急を要する指示等のため、概算金額が記載できない場合は、概算金額の協議時期を記載することとする。
 - ③ 記載する概算金額、延長日数は「参考値」であり、契約変更額及び変更契約の工期を拘束するものではない。
 - ④ 受発注間の協議が円滑に行われるよう、発注者は、概算金額の算出条件を明確にしておく。

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(約款第18条第1項第2号) <設計変更可能なケース>

■受注者は、信義則上設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者はそれが誤りである場合には、設計図書を訂正する必要がある。また、受注者は、設計図書に脱漏がある場合には、受注者は、自らの判断により施工を継続することなく、発注者に確認して、脱漏部分を修正の上、施工すべきである。

受注者

発注者

「約款第18条(条件変更等)第1項第2号」に基づき、その旨を直ちに監督員に通知

「約款第18条第4項」及び「約款第18条第5項」に基づき、必要に応じ設計図書を訂正又は変更(当初積算の考え方に基づく条件明示)

受注者及び発注者は、第23条および第24条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める。

例)

1. 条件明示する必要があるにもかかわらず、土質に関する一切の条件明示がない場合。
2. 条件明示する必要があるにもかかわらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合。
3. 条件明示する必要があるにもかかわらず、交通誘導警備員に関する一切の条件明示がない場合。

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(約款第18条第1項第3号) <設計変更可能なケース>

■受注者は、設計図書の表示に不明確な点を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じ設計図書の訂正又は変更を行う。

受注者

発注者

「約款第18条(条件変更等)第1項第3号」に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに監督員に通知

「約款第18条第4項」及び「約款第18条第5項」に基づき、必要に応じ設計図書を訂正又は変更(当初積算の考え方に基づく条件明示)

受注者及び発注者は、第23条および第24条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める。

例)

1. 土質柱状図は示されているが、地下水位が不明確な場合。
2. 水替工実施の記載はあるが、作業時若しくは常時配水等の運転条件等の明示がない場合。

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

(約款第18条第1項第4号) <設計変更可能なケース>

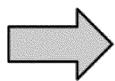


- 自然的な条件とは、たとえば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無が挙げられる。また、人為的な施工条件とは、地下埋設物、地下工作物、残土処理場、工事用道路、通行道路、工事に関する法令等が挙げられる。

受注者

発注者

「約款第18条(条件変更等)第1項第4号」に基づき、設計図書の条件明示(当初積算の考え方)と現地条件が一致しない旨を直ちに監督員に通知



調査の結果、その事実が確認された場合、発注者は「約款第18条第4項」及び「約款第18条第5項」に基づき、必要に応じ設計図書を訂正又は変更



受注者及び発注者は、第23条および第24条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める。

例)

1. 設計図書に明示された土質が、現地条件と一致しない場合
2. 設計図書に明示された地下水位が、現地条件と一致しない場合
3. 設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が、現地の規制と一致しない場合
4. 前項の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
5. その他、新たな制約等が発生した場合。

(4)工事中止の場合の手続き

(約款第20条) <設計変更可能なケース>

■受注者の責に帰することができない事由により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き。

受注者

発注者

地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が工事を施工することができない

受注者は、土木工事共通仕様書1-1-13第3項に基づき、基本計画書を作成し、発注者の承諾を得る。

不承諾の場合は基本計画書を修正し、再度承諾を得る

基本計画書に基づいた施工の実施

「約款第20条(工事の中止)第1項」により、発注者は工事の全部又は一部の施工を原則として一時中止しなければならない

一時中止を指示(契約上一時中止をかけることは発注者の責務)

現場管理上、最低限必要な施設・人数等の吟味し、基本計画書を承諾

承諾した基本計画書に基づき、施工監督及び設計変更を実施

例)

1. 設計図書に定められた工事着手時期までに、受注者の責によらず施工できない場合
2. 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
3. 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
4. 受注者の責によらない何かのトラブル(地元調整等)が生じた場合
5. 詳細設計の未了により、設計図書に定められた期日までに施工できない場合
6. 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合
7. 工事用地の確保ができない等のため、工事を施工できない場合
8. 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、施工を続けることが困難な場合
9. 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

(5) 受注者からの請求による工期の延長

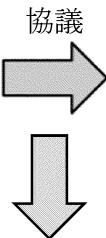
(約款第21条) <設計変更可能なケース>

■受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に完成することができない場合は、その理由を明示した書面を発注者に提出し、工期延長変更を請求することができる。

受注者

発注者

「約款第21条(受注者の請求による工期の延長)に基づき、その理由を明示した書面により監督員に通知



発注者は受注者からの通知に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。請負金額についても必要があると認められるときは変更を行う

受注者及び発注者は、第23条および第24条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める。

例)

1. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
2. 設計図書に示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
3. その他受注者の責めに帰すべきことができない事由により工期の延長が生じた場合

(6) 発注者の請求による工期の短縮

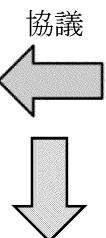
(約款第22条) <設計変更可能なケース>

■発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

受注者

発注者

受注者は発注者からの請求に基づき、工期短縮を図るための施工計画を発注者に提出し、承諾を得る。



「約款第22条(発注者の請求による工期の短縮等)第1項」に基づき、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期短縮の変更を書面により受注者に請求

受注者及び発注者は、第23条および第24条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める。

例)

1. 工事の一時中止に加え、工種が追加される等、本来であれば工期延長が必要なところ、工期を当初契約のままとする場合
2. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
3. その他の事由(地元調整、関係機関調整等)により工期の短縮が必要な場合

(7)「設計照査の範囲」を超えるもの

<設計変更可能なケース>

- ①現地測量の結果、**横断面図を新たに作成**する必要があるもの。又は、**縦断計画の見直しを伴う横断面図の再作成**が必要となるもの。
 - ②施工の段階で判明した**推定岩盤線の変更に伴う横断面図の再作成**が必要となるもの。ただし、当初横断面図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
 - ③現地測量の結果、**排水路計画を新たに作成**する必要があるもの。
 - ④構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり**構造計算の再計算**が必要となるもの。
 - ⑤軟弱地盤における盛土の載荷高さが変更となり、**地盤の安定計算の再計算**が必要となるもの。
 - ⑥現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても**照査の範囲を超えるものとして扱う。)**
 - ⑦構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合で**構造計算の再計算及び図面作成**が必要となるもの。
 - ⑧試験杭を施工した結果、基礎杭の杭長、杭径等が変更となり、**構造計算の再計算及び図面作成**が必要となるもの。
 - ⑨土留め等の構造計算で現地条件や施工条件が異なる場合の**構造計算及び図面作成**。
 - ⑩「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
 - ⑪**設計根拠までさかのぼる見直し、必要となる工費の算出。**
 - ⑫**舗装修繕工事の縦横断面設計。**(当初の設計書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず、土木工事共通仕様書「17-4-3路面切削工」「17-4-6 オーバーレイ工」等に該当し、縦横断面設計を行うものは設計照査に含まれる。)
- (注)なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

8 設計変更に関する資料の作成

設計変更に関する資料の作成についての具体的対応方法

(1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計に「約款第18条第1項」に該当する事実が発見された場合、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

<約款第18条第1項>

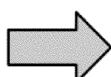
受注者

発注者

第18条第1項に該当する事実を発見



現地と設計内容の違いについて、
確認できる資料を書面で提出



資料を確認

この資料の作成費用は設計変更の対象としない

(2) 設計変更に必要な資料作成

約款第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成は、約款第18条第4項に基づき発注者が行うものであるが、積算基準に規定される「技術管理上必要な資料の作成を行うものとして、受注者に資料の作成を依頼する場合は、以下の手続きによるものとする。なお、出来形管理のための図面作製は受注者が行うものであり、この場合の図面作成に要する費用は、共通仮設費率分に含まれている。

- ア. 設計照査に基づき設計変更が必要な場合については、受発注間で確認する。
- イ. 設計変更するために必要な資料の作成について合意を図った後、発注者が、具体的な指示を書面により行うものとする。
- ウ. 発注者は、書面による指示に基づき、受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- エ. **書面による指示に基づいた設計変更に関する資料の作成業務については、契約変更の対象とする。**
- オ. 設計変更に関する資料の作成に伴う増加費用の算定は、見積による。なお、人工は土木一般世話役相当とし、技術管理費の積上げで計上する。

<約款第18条第4項>

受注者

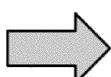
発注者

設計図書の訂正又は変更は発注者

～設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは～

設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認
必要な資料の作成について協議し、発注者が具体的な作業を指示

設計変更に関する資料を作成
⇒提出



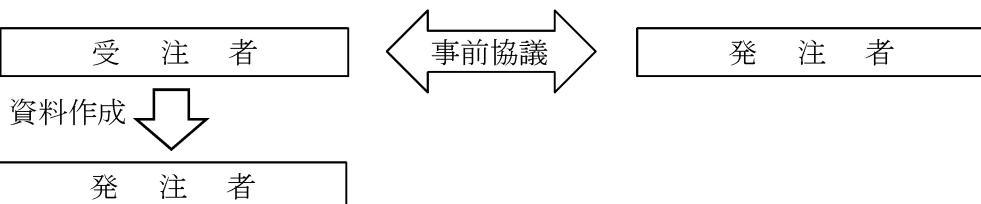
資料を確認
この資料の作成費用は、設計変更の対象

<「設計変更に必要な資料の作成」に関する留意事項>

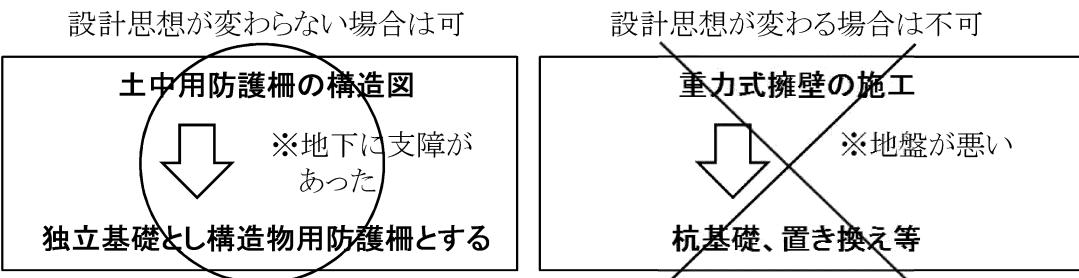
前頁8. (2)の規定は、設計変更の一層の円滑を図る観点から、以下の3つの条件を付してやむを得ない場合のみ受注者へ設計図書の訂正又は変更に係る資料の作成を指示できるとしたものであることに留意する必要がある。

○適用条件

- ① 設計図書の修正とりまとめ作業を受注者が実施することについて、受発注者間で事前に合意(作業期間を含む)が得られていること。



- ② 設計図書の訂正又は変更内容は、当初の構造形式等、基本的根幹について設計思想が変わらないこと。



※「当初の設計思想が変わらないこと」とは、受注者で機械的に修正できる事項は依頼してもよいが、修正する方法が複数存在する場合のように発注者が何らかの判断すべき余地がある場合は適用できないとしたものである。

- ③ 出来形管理のとりまとめ時期等から、受注者以外ではとりまとめが困難と認められる場合

	工事着手						工期末
路体盛土工							
路床盛土工							
擁壁工							
重力式擁壁							
補強土壁工							
						出来形検測 とりまとめ	

※出来形管理は受注者が行うものであるが、工事完成間際に行う工種は、出来形管理の時期が、設計変更とりまとめの時期よりも遅くなることがある。この場合、設計変更とりまとめが、受注者以外ではできないことが多いある事情から、このような条件を付したものである。



①～③の3つの条件を全て満たす場合のみ、受注者へ図面修正・数量計算書の作成を依頼することができるものとする。

9 指定・任意の正しい運用

仮設・施工方法等の指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- 1 任意の仮設・施工方法については、**その仮設、施工方法の一切の手段の選択は、受注者の責任で行う。**
- 2 任意の仮設・施工方法については、その仮設、施工方法に変更がある場合においても、**原則として設計変更の対象としない。**

ただし、指定・任意とも**設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象とする。**

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、**発注に当たっては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。**

任意については、**受注者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている(変更の対象としない。)**

発注者(監督員)は、任意の趣旨を踏まえ**適切な対応**が必要。
※任意における下記のような対応は不適切

- ① ○○工法での積算であるため、「○○工法以外での施工は不可」とする対応。
- ② 標準歩掛ではバックホウで施工しているため、「クランクシェルでの施工は不可」とする対応。
- ③ 受注者から新技術の活用について提案があった場合に、「積算上の工法で施工」とする対応。

ただし、任意であっても、**設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。**

●発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

□ 自主施工の原則

約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

約款第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

項目	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に <u>指定する</u>	施工方法等について具体的には <u>指定しない</u>
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が <u>必要</u>	受注者の <u>任意</u> (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の <u>対象とする</u>	設計変更の <u>対象としない</u>
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の <u>対象とする</u>	設計変更の <u>対象とする</u>
その他	<p><指定仮設とすべき事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・その他第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設 	

◇入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

- ・契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の照査の段階で解決しておくことが、円滑な設計変更に繋がることになる。

【入札前】

- ・入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(湖西市建設工事競争契約入札心得 第5条 (入札の基本的事項))

【契約後】

- ・受注者は、施工前及び施工途中において、自らの責任により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(土木工事共通仕様書 1-1-3 設計図書の照査等)

10 条件明示について

(1) 基本事項

工事を円滑に施工するためには、当該工事に関して制約を受ける施工条件を設計図書により明確にしておくこと重要である。このため、発注者は制約を受ける施工条件を事前に調査し、必要なものを設計図書に明示する。

(2) 明示の方法

施工条件は契約の条件となるものであることから、設計図書(図面、設計書及び特記仕様書等)の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、約款の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

(3) 留意事項

- 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、約款の関連する条項に基づき発注者と受注者が協議できるものであること。
- 施工条件の明示は、工事内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、受注者の創意工夫を損なわないよう表現に留意すること。
- 個人情報の取扱いに際しては、個人情報に関する法令を遵守すること。

明示項目及び明示事項(案)

明示項目	明示事項
A 工程関係	<p>1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容、開始又は完了の時期</p> <p>2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</p> <p>3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期</p> <p>4 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容</p> <p>5 工事着手前に土壤汚染、地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</p>
B 用地関係	<p>1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期</p> <p>2 工事用地等の使用終了後における復旧内容</p> <p>3 工事用仮設道路・資材置き場用の用地を借地させる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</p> <p>4 受注者に、消波ブロック、杭製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</p> <p>5 立木伐採を行う場合は、その場所、範囲及び処理方法</p>
C 環境対策関係	<p>1 工事に伴う環境対策(騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容</p> <p>2 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等の起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</p> <p>3 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等)</p> <p>4 周辺住民の要望や関係官公署の指導等により、特別の環境対策を必要とする場合は、その内容</p>
D 安全対策関係	<p>1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</p> <p>2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</p> <p>3 落石、雪崩、土砂崩壊等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</p> <p>4 交通規制を実施する場合は、規制の内容</p> <p>5 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容</p> <p>6 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</p> <p>7 高所作業で落下・墜落等対策を指定する場合は、その内容</p>
E 工事用道路関係	<p>1 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合</p> <p>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</p> <p>(2) 搬入、搬出路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</p> <p>2 仮設道路を設置する場合</p> <p>(1) 仮設道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間</p> <p>(2) 仮設道路の設置期間及び工事終了後の処置(存置又は撤去)</p> <p>(3) 仮設道路の維持補修が必要である場合は、その内容</p>

明示項目	明示事項
F 仮設関係	<p>1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</p> <p>2 仮設の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及び施工範囲</p> <p>3 仮設の設計条件を指定する場合は、その内容</p> <p>4 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</p>
G 建設副産物関係	<p>1 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件</p> <p>2 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容</p> <p>3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件</p>
H 工事支障物件等	<p>1 地上地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、協議の進捗状況、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</p> <p>2 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等</p>
I 薬液注入関係	<p>1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</p> <p>2 周辺環境への影響調査が必要な場合は、その内容</p>
J その他	<p>1 中間検査の対象工事である場合は、対象となる工種、項目、時期等</p> <p>2 材料検査の対象工事である場合は、対象となる材料、時期</p> <p>3 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等</p> <p>4 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等</p> <p>5 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等</p> <p>6 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等</p> <p>7 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</p> <p>8 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容</p> <p>9 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</p> <p>10 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期</p> <p>11 共通仕様書に記載のない施工方法を指定する場合は、その内容</p> <p>12 施工管理基準に記載のない施工管理(出来型、品質、写真管理)を指定する場合は、その内容</p> <p>13 景観に配慮し、構造物の色彩やデザイン等を指定する場合は、その内容</p>

11 設計図書の照査について

◎約款、土木工事共通仕様書において、設計図書の照査は受注者の責務である。

約款第18条(条件変更等)

第1項

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

土木工事共通仕様書

第1編共通編

第1章総則 第1節総則

1-1-3 設計図書の照査等

2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図書との対比図、取合い図、施工図等を含む。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

◎設計図書の照査の範囲

●共通仕様書により受注者が作成する資料の範囲

- ① 現場地形図 …………… 実測横断図
設計図との対比図 …………… 当初設計図への現地盤線等の作図
取合い図 …………… 当初設計への既設構造物の追記
施工図 …………… 実工程上問題となる施工資料
- ② 更なる追加資料は、現地の事実が確認できない場合に限って要求できるものとする。
注1) 更なる追加資料とは、前頁「さらに詳細な説明又は書面の追加」を指す。
注2) 現地事実の確認の範囲は、上記の資料に対して新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない。受注者の資料に対して更なる比較設計や構造計算等の検討は、発注者の責務において実施するものとする。

◎受注者が実施する「設計図書の照査」の項目及び内容

受注者は、約款及び共通仕様書に基づいて設計照査を行うこととなるが、具体的には「設計図書の照査ガイドライン」※の照査の項目を実施する。

また、その他の工種についても、準拠できるものがあれば、発注者と受注者において協議し、運用できるものとする。

※:「平成24年1月 静岡県交通基盤部」を準用

◎「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に要する費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。なお、「設計図書の照査」の範囲を超えるものとしては、以下の状況が考えられる。

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑤ 軟弱地盤における盛土の載荷高さが変更となり、地盤の安定計算の再計算が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う。)
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑧ 試験杭を施工した結果、基礎杭の杭長、杭径等が変更となり、構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑨ 土留め等の構造計算で現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
- ⑪ 設計根拠までさかのばる見直し、必要となる工費の算出。
- ⑫ 舗装修繕工事の縦横断設計。(当初設計において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず、土木工事共通仕様書「17-4-3 路面切削工」「17-4-6 オーバーレイ工」等に該当し、縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)
- (注)なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の負担によるものとする。

12 その他

(1) 湖西市建設工事請負契約約款(抜粋)

第1条(総則)

- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

第9条(監督員)

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるものほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する
 - (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾、又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

第18条(条件変更等)

- 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの・・・・・発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの・・・・・発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの・・・・・発注者と受注者が協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条(設計図書の変更)

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条(工事の中止)

工事用地の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第21条(受注者の請求による工期の延長)

受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に工期の延長変更を請求することができる。

第22条(発注者の請求による工期の短縮等)

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条(工期の変更方法)

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第24条(請負代金額の変更方法等)

請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

第26条(臨機の措置)

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(2) 土木工事共通仕様書(抜粋)

第1編共通編

第1章総則 第1節総則

1-1-3 設計書の照査

- 受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。
- 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含む。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
- 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

第3編土木工事共通編

第1章総則 第1節総則

1-1-8 数量の算出及び完成図

- 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
- 受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかにに提示するとともに、工事完成時までに監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。
なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

第2章一般施工 第2節適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾をえなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。

※以下の基準類は省略

(3) 土木工事標準積算基準書 共通仮設費(抜粋)

準備費の積算

準備費として積算する内容で共通仮設费率に含まれるもの

- 1) 準備及び後片付けに要する費用
 - イ 着手時の準備費用
 - ロ 施工期間中における準備、後片付け費用
 - ハ 完成時の後片付け費用
- 2) 調査・測量、丁張等に要する費用
 - イ 工事着手前の基準測量等の費用
 - ロ 縦、横断面図の照査等の費用
 - ハ 用地幅杭等の仮移設等の費用
 - ニ 丁張の設置等の費用
- 3) 準備として行うブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用(伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。)

技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容で技術管理费率に含まれるもの

- 1) 品質管理のための試験等に要する費用
- 2) 出来形管理のための測量等に要する費用
- 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用